

特別支援教育における就学指導委員会の在り方に関する一研究

—「個別の就学支援計画」の策定・引継ぎを中心に—

姉崎 弘¹⁾・大原喜教²⁾・藪岸加寿子³⁾・森倉千佳⁴⁾

障害のある子どもの就学期における「個別の就学支援計画」の策定と活用は、全国の都道府県及び市町等教育委員会の重要課題である。今日、就学指導に際して幼児児童等の教育的ニーズを的確に把握し、これを就学先の学校や学級の決定のみならず、就学先の教育内容や教育的支援につなげていく丁寧な取り組みが求められている。本稿では、姉崎らの先行研究を踏まえ、三重県下のA市就学指導委員会の業務を事例として、来年度小学1年に就学予定の特別支援学級対象児及び通常学級対象児の内特別な支援を必要とする幼児全員を対象に「個別の就学支援計画」を新たに策定して小学校への就学支援を試み、就学指導委員会の在り方について考察を加えた。その結果、就学指導委員会は、従来までの調査・判定等の他に、小学校への就学支援のための「個別の就学支援計画」を幼稚園等や保護者と連携して策定していく役割があると考えられた。そのためには就学指導委員会の業務内容や開催方法等を見直すこと、就学指導委員や幼稚園等の教員への研修の必要性が考察された。

キーワード：特別支援教育 就学指導委員会 就学支援 個別の就学支援計画 発達障害児

1 はじめに

2003年3月に、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議は、「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」¹⁾を公表し、「第2章 今後の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方」の中で、「個別の教育支援計画」の必要性を提言している。これは、障害のある幼児児童生徒を生涯にわたって支援する観点から、教育・福祉・医療・労働などの関係者・関係機関が相互に連携し合い、障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに適切に対応する教育的支援を効果的に行うために「個別の教育支援計画」の策定の必要性が提言されたのである。特別支援学校では、「個別の教育支援計画」を2005年度までにすでに策定済みである²⁾が、小・中学校等では今後の重要な課題となっている。

ところで、中央教育審議会が、2005年12月に公表した「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」³⁾(以下、中教審答申と記す)において、「第6章 関連する諸課題について」の「障害のある児童生徒の就学の在り方について」の項の中で、「障害のある児童生徒の義務教育諸学校への就学相談・指導は、就学時のみならず就学後も含めて一層重要な役割を担うことになる。このため、その在り方については、(中略)引き続き検討し、必要な見直しを行うことが適当である。」と指摘した上で、さらに次のように示された。

「(1) 就学指導に際しての児童生徒の教育的ニーズの

的確な把握及び反映の一層の充実

- ①児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するための調査・審議を専門的に行う機関である就学指導委員会等の構成、開催方法等
- ②児童生徒本人及び保護者の意向を把握し、これを就学先の決定に反映するための就学指導の在り方
- ③乳幼児期からの相談体制の構築を含めた就学前からの教育相談の在り方
- ④個別の支援計画の活用を含めた関係機関等と連携した就学指導の在り方

など、就学指導に際して児童生徒の教育的ニーズを的確に把握し、これを教育内容や就学先の決定に反映する取組を一層充実する観点」、がそれぞれ示された。

上記のように、今日の時代のニーズに応えるべく、これまでの就学指導委員会の役割の見直しが必要であると提言されている。また、中教審答申に示された上記の①と②と③の各観点については、これまで各都道府県及び市町等の就学指導委員会において、それぞれ取り組まれてきている内容である。しかし、④は、就学期においては「個別の教育支援計画」の就学版である「個別の就学支援計画」を活用した就学指導の在り方についての新たな提言であり、全国的に見て、各市町等教育委員会の今後の重要課題と考えられる。今日、就学指導に際して幼児児童等の教育的ニーズを的確に把握し、これを就学先の学校の決定のみならず、就学後の教育内容や教育的支

¹⁾ 三重大学教育学部障害児教育講座

²⁾ 三重県教育委員会

³⁾ 津市立教育研究所

⁴⁾ 桑名市立教育研究所

援につなげていく丁寧な取り組みがまさに求められているといえる。

三重県教育委員会（2006）では、特別支援教育を推進する上での具体的施策として以下の点をあげている⁴⁾。「障がいのある乳幼児が在籍する保育所、幼稚園は、それまでの情報を基に、保護者の理解と協力を得ながら、関係機関と協働して『個別の教育支援計画』を策定し、就学する学校に引き継ぐなど、移行に関する支援を確実にを行います。県教育委員会は、市町等教育委員会と協力して『個別の教育支援計画』の策定に関する研修会の開催等に取り組みます。」しかしながら、就学指導委員会の役割については言及していない。

全国の都道府県及び市町等教育委員会には、幼児児童生徒の適正就学に向けて、就学指導委員会がそれぞれ設置されている。そして1979年から各都道府県および各市町等では、障害児の就学に関して就学指導委員会が対象児の調査・相談・審議・判定などの業務を担ってきているが、上述したとおり、今日このような業務だけでは、就学を支援するという時代のニーズから見て不十分な状況にあると考えられる。

姉崎ら（2006）は先行研究において、今後の特別支援教育における就学支援の在り方について検討を行い、特に「就学指導委員会は、調査・相談・判定の他に、『個別の就学支援計画』を策定して就学先の学校に引き継ぐこと⁵⁾」などを提言している。そして今後の課題として、就学指導委員会の在り方について検討を加える必要があることをあげている。また、埼玉県熊谷市（2005）では就学指導委員会の名称を就学支援委員会と改称し、この就学支援委員会の専門委員20名（特別支援学級担任、養護学校教諭、保健師、大学教員、幼稚園教諭、障害児団体代表等）が連携して「個別の教育支援計画」の策定に当たっている⁶⁾が、その具体的な取り組みについては報告されていない。

そこで、本稿では姉崎ら（2006）の先行研究⁵⁾を踏まえ、三重県下のA市就学指導委員会の業務を事例に、来年度小学1年に就学予定の特別支援学級対象児及び通常学級対象児の内特別な支援を必要とする幼児全員を対象に「個別の就学支援計画」を新たに策定して小学校への就学支援を試みたので、その取り組みの経過を報告するとともに、今後の就学指導委員会の在り方について考察することを目的とした。

2 方 法

- (1) 期間：200X年6月～200Y年1月
- (2) 対象：三重県A市就学指導委員会の「個別の就学支援計画」の策定・引継ぎ等に関する業務
- (3) 方法：A市就学指導委員会の実施した業務に基づい

て、就学指導委員会の在り方を考察する

3 結 果

(1) A市就学指導委員会の業務実施内容

- 第1回 5月 本年度の活動計画の検討（就学指導の進め方、対象児の把握、「個別の就学支援計画」の策定）
- 第2回 7月 対象児の審議
- 第3回 10月 対象児の審議・判定
- 第4回 11月 対象児の審議・判定
- 第5回 12月 対象児の審議・判定（結審）、「個別の就学支援計画」の書式検討・策定方法等の検討
- 第6回 2月 「個別の就学支援計画」の策定及び確認、本年度の就学指導の反省

(2) A市就学指導委員会が実施した「個別の就学支援計画」の策定・引継ぎ等の手順

- ① 就学指導委員会の委員全員による「個別の就学支援計画」策定の必要性の確認（5月）。
- ② 就学指導委員会で、「個別の就学支援計画」の書式について検討（12月）。
- ③ 就学指導委員会で審議された、来年度小学1年生になる特別支援学級対象児及び通常学級対象児の内特別な支援の必要な幼児全員について、在籍している幼稚園、保育園等（以下、幼稚園等と記す）に、就学指導委員会事務局が「個別の就学支援計画」の書式を提示し、その策定要領を説明する（12月）。
 - ※ 特別支援学校については、各特別支援学校が教育相談や体験入学等を通じて就学予定児をすでに把握しており、また「個別の就学支援計画」を学校ごとに策定している経緯があることから今回は除外した。
- ④ 幼稚園等は、来年度小学1年生になる幼児の保護者に、「個別の就学支援計画」を策定する趣旨及びこの書式の取扱い方を説明し、保護者に書式の一部について策定の協力をお願いする（1月上旬）。
- ⑤ 保護者は、幼稚園等の担任に必要な情報を提供する（1月中旬）。提供する内容は、特に、「障害名」「家族構成」「心理検査等の結果」「小学校等の生活面・学習面での希望や配慮」の各項目である（表1参照）。
- ⑥ 幼稚園等は、保護者からの情報提供を踏まえ、「個別の就学支援計画」の書式に必要な事項の記入を行い、最終的に策定を行う（1月下旬）。
 - ※書式の記入に際しては、保護者の気持ちに配慮し、内容の表現には細心の注意を払うよう留意する。
- ⑦ 幼稚園等は、策定した「個別の就学支援計画」を就学指導委員会に提出する（2月上旬）。
- ⑧ 就学指導委員会の事務局及び就学指導委員で、書

式中、特に「小学校で必要と思われる支援場面や支援内容」の項目を記入し、就学指導委員会として記載事項全体について確認を行う（2月下旬）。

- ⑨ 就学指導委員会から幼稚園等に策定した「個別の就学支援計画」を渡し、担任教師等と保護者に記載内容の最終確認を依頼する（3月中旬）。
- ⑩ 小学校では、幼稚園等から引継がれた「個別の就学支援計画」を新年度の担任に引継ぐ（4月上旬）。
- ⑪ 小学校では、4月に新担任教師と保護者、特別支援教育コーディネーター及び管理職等による就学支援会議を開催し、就学前に策定された「個別の就学支援計画」（原案）を開示し、対象児の教育支援方針（具体的支援）を検討し、参加者相互に内容を確認し合い、支援に見通しをもつ（4月中下旬）。

※この就学支援会議では、就学直前に策定された「個

別の就学支援計画」をもとに保護者の気持ちに十分配慮しながら、保護者側と学校側が教育支援方針についての共通理解を深め、相互に連携・協力し合っ

- て教育に当たることを確認し合うことが肝要である。
- ⑫ 小学校で、対象児の教育支援方針に基づいて「個別の指導計画」の作成を行う（5月）。これに基づいた授業実践を行い、学期末に指導の評価と見直しを行う（7・8月）。

(3) 「個別の就学支援計画」の書式及び記入例

この「個別の就学支援計画」の書式は、全国特殊学校長会がまとめた「個別の教育支援計画」の書式⁷⁾を一部参考に作成したものである（表1参照）。

秘

表1 個別の就学支援計画（記入例）

本人のプロフィール		記入者 担当保育士 C 及び就学指導委員 D		
氏名 男・女	障害名	生年月日	平成 年 月 日	
保護者名	アスペルガー症候群	家族構成	連絡先 TEL	本人他
保育園での生活面（担当保育士：C）		心理・発達検査の結果		
知的には普通。言語理解と言語表現は特に問題ない。文字は読める。友達とやりとりしながら遊ぶのは苦手である。まわりの子どもたちの気持ちの理解が難しく、自分の欲求を即座に満たそうとし、その衝動を押さえるのが困難である。自分が1番にならないと気が済まない。多動ですぐに立ち歩いてしまい、教室から外へ度々出て行くことがある。パニックになることがある。突然友達に手を出すことがあり危険な場合がある。現在、保育園では1名介助員をつけて様子を見ている。		新版 K 式発達検査（ 年 月 日）		
小学校の生活面・学習面での希望や配慮		医療機関からの情報		
本人の希望・配慮	小学校の特別支援学級（情緒障害）	服薬なし		
家族の希望・配慮				
・教室をすぐに飛び出すことがあるので、介助の先生等を一人付けてほしい。				
幼稚園・保育園等からの希望・配慮				
・突然の飛び出しがあるので、常時教師を1名付けてほしい。				
・友達に突然手を出すことがあるので、注意してほしい。				
小学校で必要と思われる支援場面や支援内容				
・授業中教室からの飛び出しに注意する。 ・パニック時の対応として空き教室で静かに過ごさせる配慮が必要。				
・習得知識を生かし、学習内容を順番に示したカードを目の前に置き、終了したら1つずつチェックを入れていく。				
・社会的理解の学習を促すソーシャルスキル・トレーニング（「ごめんね」「ありがとう」等を使う）を取り入れる。				
・場面状況や文脈理解の弱さを補うために、短い紙芝居や4コマ漫画を取り入れて指導する。				
家庭生活	学校生活	余暇・地域生活	医療機関	備考欄
	・チェック表を用いて学習に見通しをもたせる。 ・友達への迷惑行為はその場で制止させる。			
就学支援会議の結果（小学校担任教師記入欄）				
（日時・参加者）		（協議内容・支援方針等）		
確認欄（レ点）	特別支援教育コーディネーター <input type="checkbox"/>	担任教師 <input type="checkbox"/>	保護者 <input type="checkbox"/>	

注：表1の事例は、個人情報保護の観点から事実関係を変えて記載している。

この「個別の就学支援計画」は、年度始めの就学支援会議において参加者全員に開示され支援方針が検討される。

4 考 察

障害のある幼児の就学期における「個別の就学支援計画」の策定と引継ぎは、今日的な重要課題である。

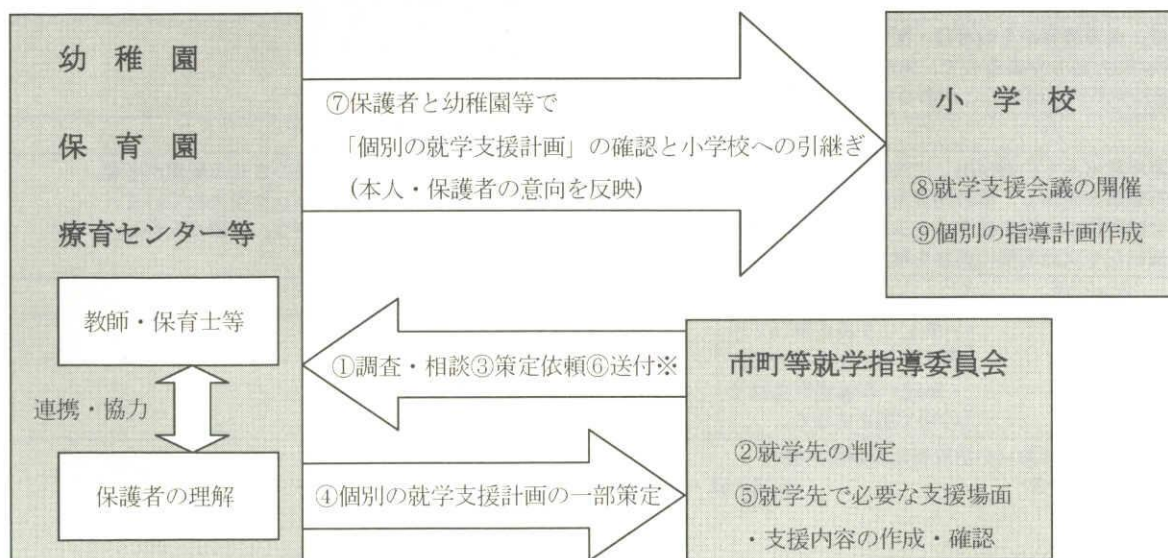
「個別の就学支援計画」は障害のある幼児を小学校または特別支援学校の小学部へ引継ぎ、確かな支援をしていくための重要なツールである。本年度、A市就学指導委員会では、初めて「個別の就学支援計画」の書式を検討・作成し、幼稚園等に策定の協力を依頼した。就学指導委員会は、就学先の判定だけでなく、小学校等への就学を支援する重要な役割があるからである。そして就学指導委員会の役割として、幼稚園等と連携して、今回小学校の特別支援学級対象児及び通常学級対象児の内特別な支援の必要な幼児全員について「個別の就学支援計画」の策定を実施した。また書式中、特に「小学校で必要と思われる支援場面や支援内容」の項目を記入し、この支援方針について就学指導委員会の委員全員で確認を行った。これは、就学指導委員会には就学予定児の就学後の学校生活等を支援する役割（フォローアップ）がある⁸⁾と提言されているからである。

今回の「個別の就学支援計画」の策定は、就学前の段階における暫定的なものであると考えられる。実際には、小学校に就学後に開催される個別の就学支援会議において、就学前に策定した「個別の就学支援計画」（原案）を開示し、担任教師や保護者、特別支援教育コーディネーター、管理職等で話し合い、学校での教育支援方針を明確にし、関係者が共通理解を図ること⁹⁾が肝要である。この意味では、「個別の就学支援計画」は「個別の指導計画」と同様に定期的に見直され修正されるべきものといえる。

三重県では、市町等教育委員会により異なるが、人口10万人台の市では年間3～4回程度の就学指導委員会を開催しているところが多い。しかしながら年間3～4回の開催では、市町村合併により審議対象児が増加した市では就学先の「判定」のみを行うのが時間的・回数的に精一杯であると考えられる。就学指導委員会は、就学先の判定の他に「個別の就学支援計画」の策定を支援することで障害のある子どもの就学を支援する重要な役割があることを考えるならば、業務内容を見直し、開催回数を適宜増やす等、開催方法の一層の工夫が求められるといえる。大南（2002）も、「就学指導委員会が年間を通じて必要に応じ、随時、開かれるように機能を充実すること」¹⁰⁾を提言している。今日、就学指導委員会は、他の関係機関と独立して業務を行うのではなく、特に、保護者をはじめ幼稚園等の関係機関等との連携を緊密にした組織的な就学支援の在り方が求められているといえる（図1参照）。

就学期における障害のある子どもの就学がスムーズにいくためには、「個別の就学支援計画」の策定と引継ぎが不可欠である。今後、三重県教育委員会が具体的施策に掲げたように、県教育委員会は市町等教育委員会と協力して、幼稚園等の教員などに「個別の教育支援計画」策定の意義や策定方法等についての研修を早期に徹底させることが重要であると考えられる。

また同時に、各市町等の就学指導委員会においても、障害のある子どもの就学を支援するといった観点から、小学校で対象児に必要とされる支援内容を具体的に策定できるように就学指導委員一人ひとりの力量の向上を図る研修を充実させる等、これまでの業務の在り方を抜本的に見直す必要があると考えられる。



※「個別の就学支援計画」の策定依頼及び内容確認後の送付

①～⑨は手続きの順を表す

図1 「個別の就学支援計画」の策定・確認・引継ぎ等の流れ図

5 今後の課題

第一に、A市就学指導委員会では、本年度初めて幼稚園等と連携して「個別の就学支援計画」の策定に関わった。就学指導委員会ではこれまで対象児の調査・相談・判定等の業務を主に実施してきたが、業務内容や開催方法を工夫し、「個別の就学支援計画」の策定を支援することが時代のニーズとして求められている。したがって、今後就学指導委員会の業務内容や開催方法等に関する抜本的な見直しが課題である。

第二に、幼稚園等の教員等や就学指導委員が「個別の就学支援計画」を主体的に責任をもって策定するためには研修が不可欠である。幼稚園等の教員等がこの趣旨や策定要領を十分に理解し、保護者にわかりやすく説明できて初めて保護者の理解と協力をいただくことが可能になる。また小学校の教員も対象児のニーズの把握から小学校でどのような教育的支援が必要か、支援方針や支援内容を立案できる力量が求められることになる。今後、「個別の就学支援計画」の策定に関わるこうした研修会の設定が必須の課題である。

第三に、本稿では、幼稚園等から小学校への就学の場合について考察を加えたが、今後小学校から中学校への就学についても同様に「個別の就学支援計画」の策定が求められることになる。したがって、今後幼稚園等や小学校の教員等がそれぞれ小学校や中学校の特別支援学級や通常学級での教育的支援の実情にも十分精通しておく必要がある。そのためには、今後関係機関間の相互の連携を図るシステムづくりが課題である。

引用・参考文献

- 1) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 今後の特別支援教育の在り方について(最終報告).2003.3.
- 2) 厚生労働省 障害者基本計画 2002.12.
- 3) 中央教育審議会 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申).2005.12.
- 4) 三重県教育委員会 三重県における特別支援教育の推進について pp14-15 2006.10.
- 5) 姉崎 弘・宮村 昇・藪岸加寿子・森倉千佳 特別支援教育における就学支援に関する一研究—軽度発達障害児の「個別の就学支援計画」の策定・運用を通して— 三重大学教育実践総合センター紀要 第26号 pp1-6 2006.3.
- 6) 原口政明 小・中学校における取組 特別支援教育 No.17 p33 2005.6.
- 7) 全国特殊学校長会 盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」ジアース教育新社 2005 p74
- 8) 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議 21世紀の特殊教育の在り方について—一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について—(最終報告) 2001.1.
- 9) 宮下直久・市川佐保子・児野里美 地域生活を支える個別の教育支援計画 特別支援教育研究 No.586 pp20-23 2006.6.
- 10) 大南英明 基準の見直しと就学相談の在り方 特別支援教育 No.7 p7 2002.8.